川越都市計画　地区計画の変更（川越市決定）　総括図

（本川越駅西口周辺地区、霞ケ関駅北口周辺地区、増形地区、南古谷駅西地区、鴨田地区）

平成二十九年三月

川越都市計画区域（川越市・日高市・川島町）

川越市位置図

市街地拡大図　S＝1：7,500

霞ケ関駅北口周辺地区地区計画（面積約3.9ha）

上戸新町地区地区計画（面積約12.5ha）

鴨田地区地区計画（面積約21.3ha）

本川越駅西口周辺地区地区計画（面積約6.8ha）

南古谷駅西地区地区計画（面積約15.7ha）

川鶴笠幡地区地区計画（面積約6.6ha）

霞ケ関地区地区計画（面積約69.8ha）

川越笠幡水久保地区地区計画（面積約7.5ha）

笠幡東前原地区地区計画（面積約2.5ha）

東田町地区地区計画（面積約5.4ha）

川越駅西口地区地区計画（面積約4.9ha）

西部地域振興ふれあい拠点地区地区計画（面積約2.9ha）

増形地区地区計画（面積約16.4ha）

四都野台地区地区計画（面積約12.1ha）

大塚新田南大塚地区地区計画（面積約17.0ha）

藤木地区地区計画（面積約12.0ha）

新河岸駅周辺地区地区計画（面積約72.5ha）

坂戸市　川島町　上尾市　鶴ヶ島市　日高市　ふじみ野市　富士見市　狭山市　川越市　所沢市　三芳町

首都圏近郊緑地保全区域（荒川）

1:15,000

0　500　1000　1500　2000m

平成 28 年 3 月　1：10,000図を縮小編集　座標系　第Ⅸ系　等高線　10m間隔

注意1：都市計画は変更することがありますので使用に当っては注意願います。
2：許可なしに複製することを禁じます。
3：この図面は概略図ですので詳細については当組合役所都市計画課で都市計画図(1/2,500)をご覧ください。

凡例

市行政区域		商業地域	80	400	800
市街化区域		準工業地域	60	200	
用途地域		工業地域	60	200	
第一種低層住居専用地域		工業専用地域	60	200	
第二種低層住居専用地域		高度利用地区（A地区）	70	最低 600 / 最高 800	
第一種中高層住居専用地域		高度利用地区（B地区）	70	最低 400 / 最高 600	
第二種中高層住居専用地域		形態規制	上段：容積率 / 下段：建ぺい率		
第一種住居地域	60	200	防火地域		
第二種住居地域	60	200	準防火地域		
準住居地域	60	200	生産緑地地区		
近隣商業地域	80	200	伝統的建造物群保存地区		

近郊緑地保全区域		都市計画道路	
土地区画整理促進区域		他都市計画施設	
地区計画		都市計画公園・緑地	
		都市下水路	
		その他の都市施設	
		施行中	
		施行済	
		市街地再開発事業	
		市街化調整区域内建築物形態制限A地区（裏面参照）	

都市計画区域　当初　昭和 8 年 2 月 10 日　告示　第Ⅸ号
最終　平成 11 年 1 月 8 日　埼玉県告示 第 29 号

市街化区域・市街化調整区域　当初　昭和 45 年 6 月 25 日　埼玉県告示 第 982 号
最終　平成 16 年 6 月 27 日　埼玉県告示 第 2277 号

用途地域　当初　昭和 28 年 8 月 12 日　建設省告示 第 1955 号
最終　平成 25 年 12 月 3 日　川越市告示 第 713 号

東京都板橋区弥生町3丁目15－22　☎ 03（3967）1781㈹　㈱ 中央ジオマテックス